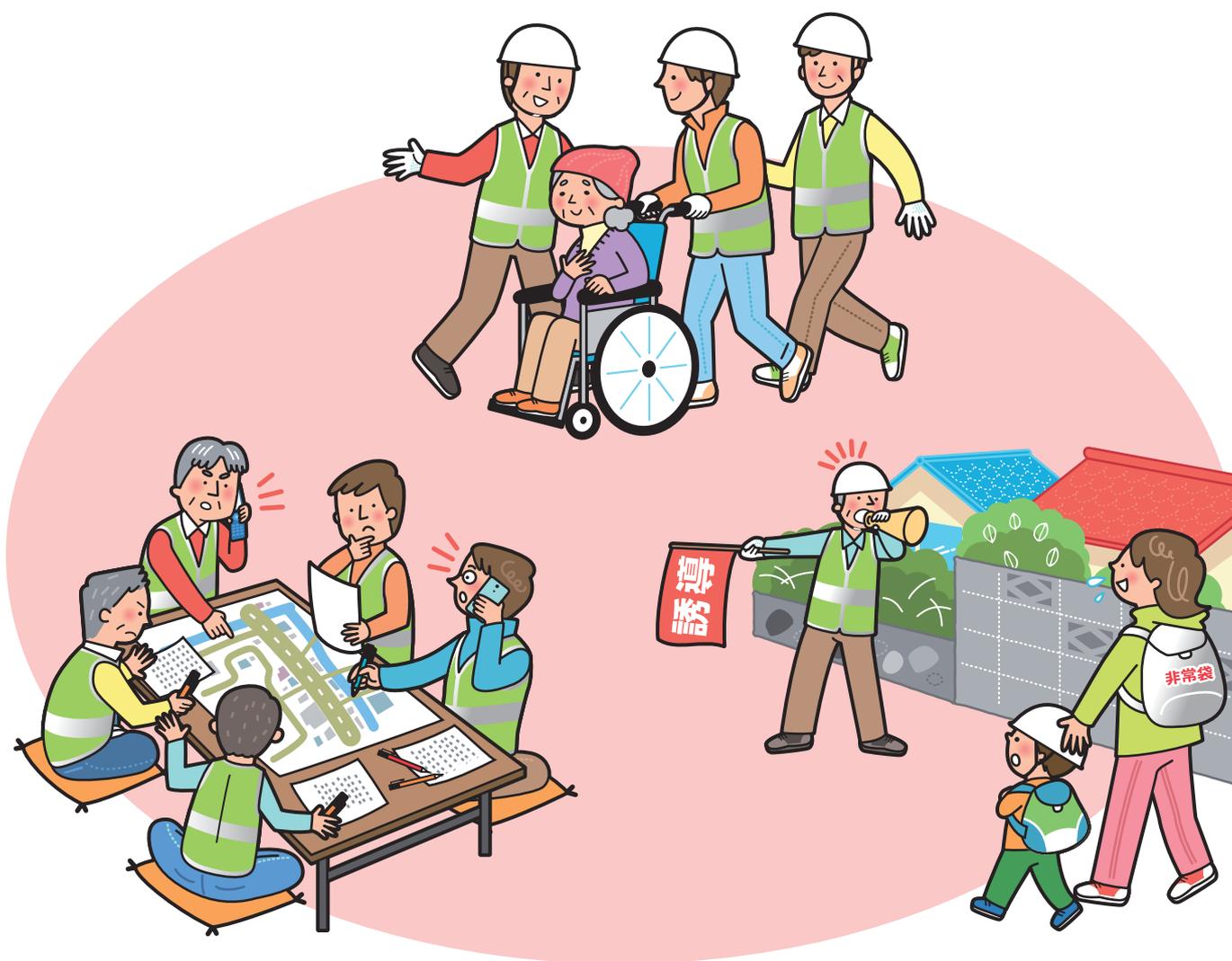


自主防災活動事例集

(災害時編)



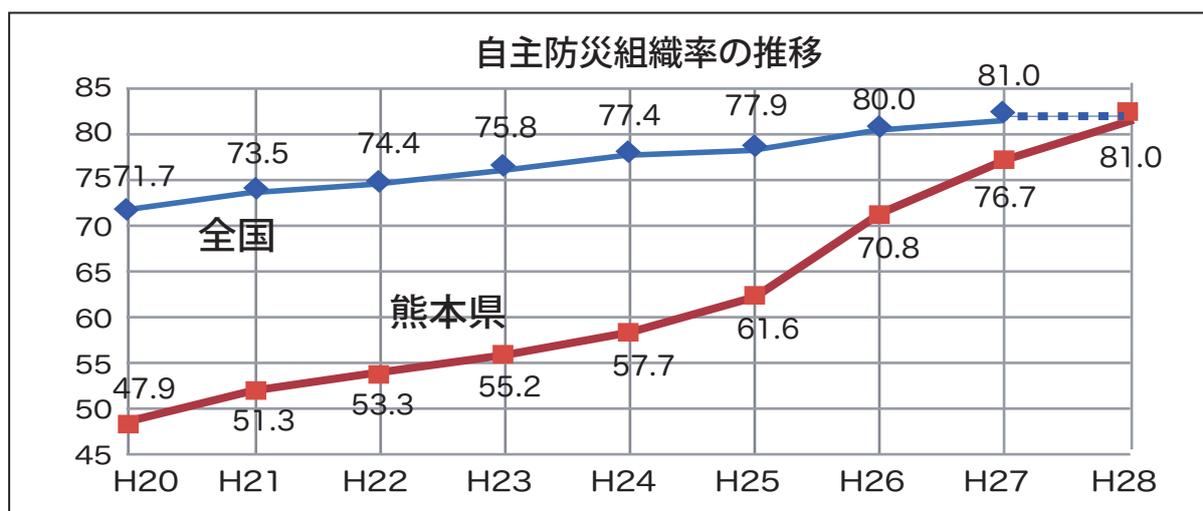
熊本県

目次

はじめに.....	01
●災害時の自主防災活動.....	02
●災害対応マニュアル作成までの流れ.....	03
●県内の事例.....	04
事例1 災害対応マニュアル（地震・津波編）.....	04
事例2 災害対応マニュアル（浸水害編）.....	09
事例3 連絡網、防災資機材一覧.....	11
事例4 台風想定タイムライン.....	12
●自主防災組織を中心とした防災訓練について.....	14
●自主防災組織の訓練シナリオ.....	16

◆本県の自主防災組織の現状

現在、県内では全自治会の約8割が自主防災組織を設立しており、平成20年度に全国平均と20%以上の差があった自主防災組織率は、全国平均と並ぶ程になりました。しかし、組織は新たに立ち上げたものの具体的な活動までは至っていない自主防災組織も多く、今後は平常時・災害時において自主防災組織が機能するよう、その活動の活性化が求められます。



◆自主防災組織の必要性・役割

自主防災組織は最も住民に身近な防災組織として、平常時にはきめ細かな、その地区ならではの防災啓発活動、**災害時には避難の呼びかけや避難行動要支援者の避難支援、避難所での避難者の把握**など、まだ危険の少ない段階での活動が期待されています。



災害対応本部会議風景

◆事例集の使い方

自主防災組織は、災害時に避難の呼びかけを行うなどの役割を担えるよう自らの地域の状況やそこで起こりうる災害を踏まえて、災害対応ルールや組織づくりをすることが重要です。そこで、この事例集では、災害対応マニュアルや訓練など、県内の取組みを紹介していますので、これからの皆さんの活動の参考としてご活用ください。

◆災害に応じた自主防災活動

自主防災組織は、その性質から迅速かつ細やかな対応が可能のため、災害の種別に応じて主に次のような活動が期待されています。

風水害の場合

- ・ 気象情報等の収集
- ・ 避難情報等の住民への伝達
- ・ 住民への自主避難の呼びかけ
- ・ 避難行動要支援者の避難支援
- ・ 一時避難所等の開設、運営
- ・ 役場等への避難状況等の報告 など

地震災害の場合

- ・ 住民の安否、地域の被害確認
- ・ 火災の初期消火
- ・ 避難行動要支援者の避難支援
- ・ 負傷者の救護
- ・ 避難所の運営
- ・ 炊き出し など

ただし、地域によって高齢化が進んで人手が足りないなど事情が異なりますので、可能な範囲で自主防災組織が二次災害にまき込まれないように活動することが重要です。

◆災害対応マニュアルとは

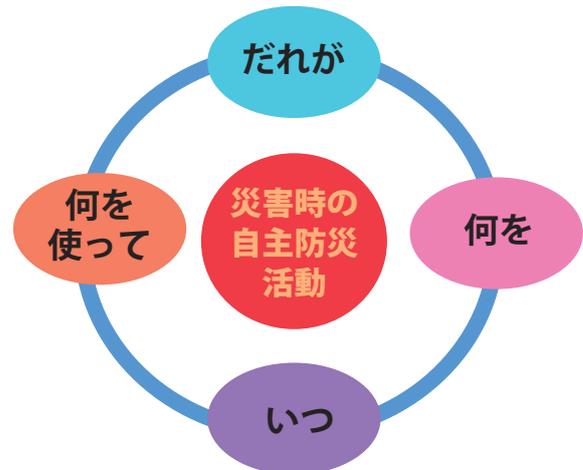
●その意義と必要性

災害対応マニュアルとは、災害時に必要な情報収集や避難誘導等の自主防災活動について、“誰が”、“いつ”やるのか等を明確にし、それを組織内で共有しておくものです。そうすることで、いざという時の的確かつスムーズな活動につながります。

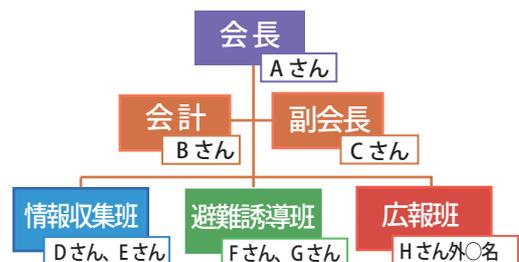
●主な構成(例)

災害対応マニュアルを作成する際は、主に次の項目を参考に記載してください。

- 作成の目的（どの災害を想定したものか）
- 組織の体制（組織図）
- 自主防災組織本部の設置（基準、設置場所等）
- 活動の内容及びその担当者（役割分担）
- 段階ごとの活動手順（いつ、何をやるか）
- 活動に必要な防災資機材
- 連絡網 他



組織図(例)



作成にあたっては、自主防災組織内でよく協議し、役場の防災担当者等の助言を得ながら、進める必要があります。

◆災害対応実践講座

災害対応マニュアルの作成にあたっては、その必要性や災害時にすべき活動など、自主防災組織内部で意識醸成を図り、その上で地域をよく把握する必要があります。そのため、この事例集で先進事例として紹介する地区では、「災害対応実践講座」として4回のカリキュラムをとおして災害対応マニュアルの作成や訓練を実施しました。

●モデル地区

地区名	市町村	災害想定	地区の特徴
向山校区11町内	熊本市	河川氾濫	すぐ近くを一級河川の白川が流れており、過去に浸水被害を経験している。
清水校区6町内	熊本市	土砂災害	立田山のふもとにあり、近くを兎谷川が流れ、豪雨による土砂災害の恐れがある。
佐俣区	美里町	台風災害	県央地区に位置し、災害は比較的少ないが、高齢化が進行している。
馬場区	和水町	河川氾濫	地区の西部を一級河川の菊池川が流れ、過去に浸水被害を経験している。
新所区	南阿蘇村	土砂災害	阿蘇外輪山の南斜面に位置し、土砂災害警戒区域内に位置する。
6区	多良木町	地震災害	人吉盆地に位置し、付近を人吉盆地南縁断層帯が通る。
和田区	苓北町	津波災害	天草諸島下島に位置し、過去に寛政の大津波を経験している。

●講座の内容



第1回講座
(防災講演)

共助の重要性とマニュアルの必要性等を理解



第2回講座
(災害図上訓練)

災害リスクの把握、災害対応のイメージづくり



第3回講座
(災害対応マニュアルの作成)

災害図上訓練の結果をもとに地域独自のマニュアルを作成



第4回講座
(防災訓練)

マニュアルの実効性を検証するための実動訓練

なお、災害対応実践講座で作成した災害対応マニュアル等を次ページ以降に掲載しました。

事例1 災害対応マニュアル(地震・津波編) ※和田区自主防災会〈苓北町〉

1 目的

このマニュアルは、地震発生時または津波発生のおそれがある場合における自主防災会の災害対応に関し、必要な事項を定めることを目的とし、併せて、災害対応を明文化することで自主防災活動を持続的な活動とするために作成するものである。

2 組織体制

ポイント1

災害によって編成すべき班は異なります。

組織は会長、副会長のほか、本部事務局、避難誘導班、安否確認班など別紙1（P8）のとおり定める。

ポイント2

災害時の活動は会長一人が考え対応するのではなく、複数のメンバーで決定していく仕組みをつくっておきましょう。

3 役員の参集、本部会議の開催

次のいずれかの事態が発生した場合、和田区公民館に会長、副会長、本部事務局員、各班長を参集し本部会議を開催する。

- 震度5弱以上（または大きな揺れ）の地震が発生した場合
- 震度4以下の地震で、津波のおそれがある場合
- 大津波警報または津波警報が発表された場合
- その他、会長が必要と判断した場合

ポイント3

災害によっては事象を分けて考え、その事象別に対応を決めておく必要があります。

なお、本部会議の内容は、把握している地震や津波に関する情報の共有や今後の対応決定等とする。

ただし、かつて経験したことのない（立ってられない）程の揺れなど異常事態と感じた場合は、地震発生直後から速やかに住民の高台への避難誘導にあたることとする。（本部参集、会議を要しない）

ポイント4

市町村が定めた公的避難所と住民が自ら定めた避難所（場所）を区別・認識するために明らかにしておきましょう。
また、避難所（場所）は災害の種類によって適・不適があるので要注意です。

4 避難場所等の設定

地区の避難所、避難場所は次のとおりとする。

一時避難所	和田区公民館
一時避難場所	折山団地内の町有地
	町道和田線沿いの空き地① 町道和田線沿いの空き地②
公的避難所	坂瀬川中学校

5 避難所の鍵の保管

和田区公民館の鍵は会長・副会長が所有、保管場所は役員で共有しておき、緊急時は別の者が代わって開設できるようにしておく。

ポイント5

地区内で人が集まれる施設があれば、管理者と協議し、緊急時に自主防災組織が開設できるようにしておきましょう。

6 役割分担、使用する資機材

第3項により本部会議を開催し、避難誘導等の災害対応を行うこととなった場合、以下の役割分担に従い自主防災活動を開始する。

	必要な対応	使用する資機材等
会長・副会長	<ul style="list-style-type: none"> 全体の意思決定 本部事務局以下、各班への指示 役場への状況報告 一時避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> 一時避難所の鍵 携帯ラジオ ハンドマイク
本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議の運営 地区の見回り（家屋倒壊、火災発生状況等） 役場等への状況確認、報告等 ラジオ等からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 会議受付簿 携帯ラジオ ハンドマイク
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 住民への避難所（場所）の伝達 地区内各所における避難誘導 避難行動要支援者の一時避難所等への搬送 避難完了後の地区内警護（津波のおそれがない場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 誘導棒 警笛 ハンドマイク ライト

ポイント6

住民の避難完了後の空き巣対策。対応可能な人員が少ない場合は、消防や警察と協力して実施する方法もあります。

ポイント7

地震後の安否確認は困難を極めます。普段から“無事旗”の導入など、迅速に住民の安否確認ができる工夫しておくのも重要な自主防災活動です。

安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安否確認 ・安否不明者の搜索 ・本部への安否確認状況の報告 ・避難者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドマイク ・警笛 ・自転車 ・記録用紙
消火・救出班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の倒壊家屋等からの救出 ・出火している家屋等の初期消火 ・負傷者の現場での応急手当 ・負傷者の避難所等への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・救出用資材 ・消火器 ・折りたたみ脚立 ・リヤカー、簡易担架
救護・炊出班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救護 ・避難所等における避難所の受付 ・避難所での炊き出し ・調理用器材や暖房器具等の確保 ・水、食糧、燃料等の確保 ・救助支援物資の把握・配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急箱 ・調理用器材 ・カセットコンロ ・暖房器具（冬季）

※各班は適宜、相互に協力し合い人手が不足している班の応援等へまわること。

なお、災害対応の大まかな流れは別紙2（P8）を参照すること。

7 避難状況・安否確認の報告

避難誘導班、安否確認班は住民の避難状況や安否を把握し、必要に応じてこれを各班長から会長へ報告する。また随時、避難所等において受付簿と照合し、避難者の把握を行う。

ポイント8

自主防災組織の活動は補償がありません。消火や救護活動はどこまでやるべきか事前によく話し合い、何人の対応が必要か、よく検証しておきましょう。

8 負傷者の手当・搬送

消火・救出班は負傷者を発見したときは、現場で可能な処置を行い、搬送可能な場合は、津波の恐れがあれば一時避難場所へ搬送し、津波の恐れがなければ一時避難所へ搬送する。

なお、負傷者の意識がない又は動かせない状態にある場合は、直ちに消防に連絡するとともに、状況を会長へ報告するものとする。

9 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援においては、避難誘導班を中心に消防団や区民と協力のうえ、迅速な避難に努めるものとする。

ポイント9

高齢化の進んだ地区では、どうしても避難支援のための人手が足りない場合があります。無理をせず、協力してもらえらる団体等と連携して避難支援にあたりましょう。また、障がい者などの支援にあたって特別な知識・技術を要する場合には、福祉事業者等と連携することも有効な手段の一つです。

10 避難所の運営

避難所の設営、炊き出し、負傷者の救護等は救護・炊出班が中心に行い、市町村と連携のうえ円滑な避難所の運営に努めること。併せて、避難所(または一時避難場所等)に避難してきた住民の受付を行う。

ポイント10

災害の初期には特に、公的避難所ごとに職員が張り付けるとは限りません。自主防災組織が率先して運営することで、迅速な避難者の受け入れができ、地域の安全確保につながります。

11 防災資機材の保管

前項の表に記載した資機材など自主防災会が所有する防災資機材は、会長を管理責任者として、普段は和田区公民館に保管する。

寛政大津波の教訓

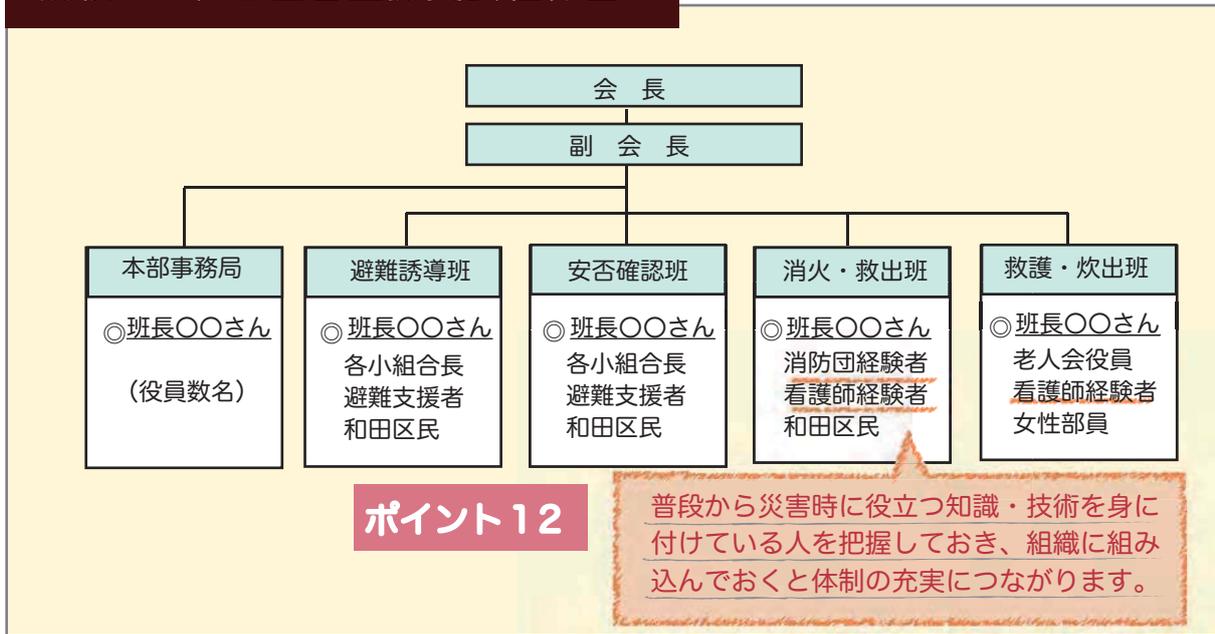
1792年の寛政大津波で熊本（当時は肥後藩）に大きな人的被害が発生し、その際に本地区周辺も津波の被害にあっている。

この津波を教訓に、2度と同じ被害を出さないよう本地区の住民は子々孫々にこれを伝え、“災害伝承”の取組みを継続して実施していくこととする。

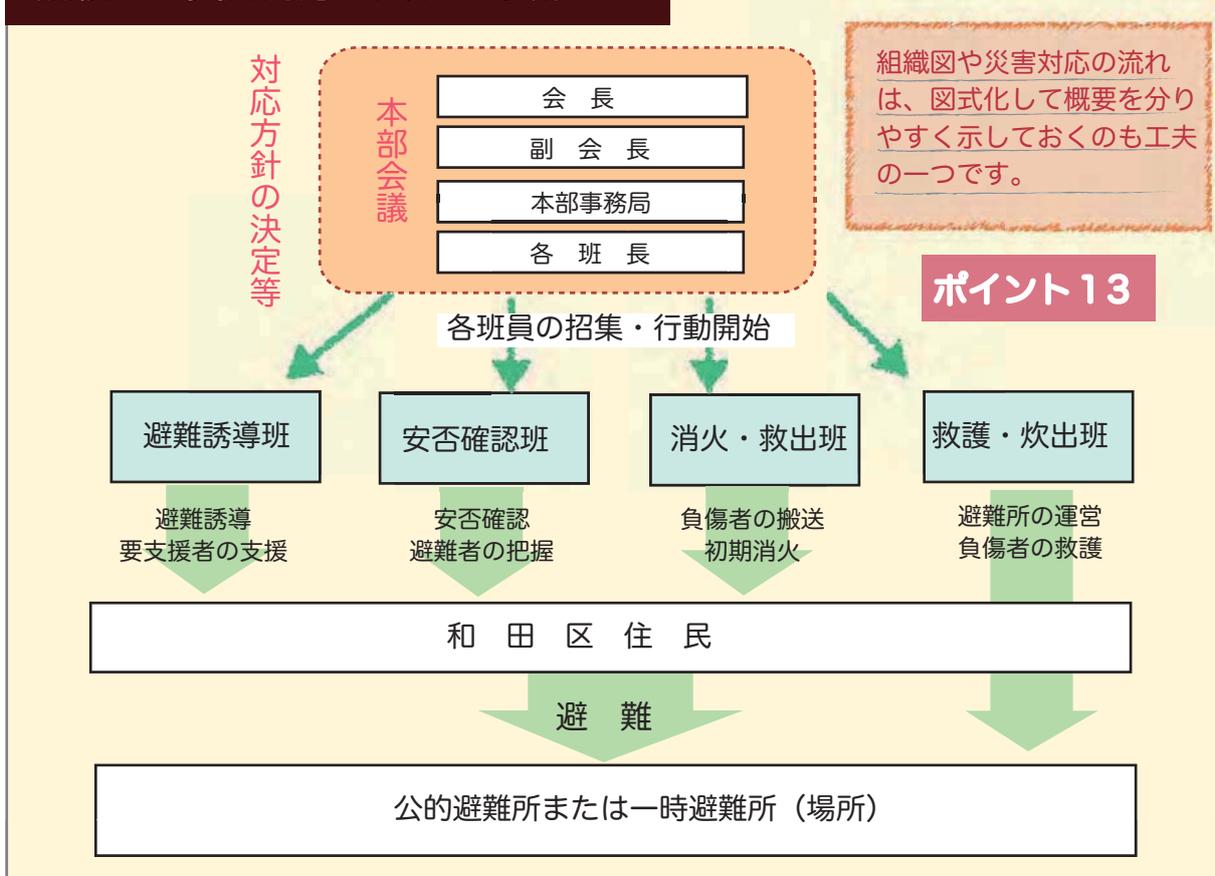
ポイント11

過去に災害が起きた地区は、2度と同じ災害に遭わないよう、何らかの方法で記録として残し、教訓として後世に伝えていく。“災害伝承”はとても大切な取組みです。

別紙1 和田区自主防災会組織図



別紙2 災害対応の大まかな流れ



災害対応マニュアルは、ハザードマップの確認や避難行動要支援者の所在等の地域の実情をよく把握したうえで、市町村の防災担当課や有識者の助言等を得ながら、その地域に合った実行可能なものをつくりましょう。

事例2

災害対応マニュアル(浸水害編)

※馬場区自主防災組織〈和水町〉マニュアルから抜粋

行動手順

災害における行動手順及びその実行者等を以下に定める。

ポイント1

河川氾濫の場合は、水位に注意が必要です。河川ごとに水位の上昇に応じて呼称が定められていますので、行動開始の一つの目安になります。また、上流での雨の降り方等にも注意が必要です。

行 動	実 施 時 期	担 当	内 容
①情報収集・伝達 ※随時	次の2点に該当する場合 ・大雨注意報発表、かつ今後も強い雨が予想されている ・菊池川が水防団待機水位に到達 なお、会長が別途必要と判断した場合はこの限りではない。	会長 副会長 情報班	会長、副会長、情報班は、町からの防災行政無線による情報はもとより、携帯やラジオ等から情報を収集し、危険が予想される場合には、連絡網を用いて各班長に自宅待機等の連絡を行う。 ※和水町内はもとより、菊池川上流(菊池市)の雨量や水位にも注意すること
②役員の招集及び本部会議開催	次の2点に該当する場合 ・大雨警報発表、かつ今後も強い雨が予想されている ・菊池川が氾濫注意 水位に到達 なお、会長が別途必要と判断した場合はこの限りではない。	会長 副会長 各班長	会長は、連絡網により本部へ役員を招集し、本部会議を開催する。本部会議では以下の内容を決定・確認する。 ○住民避難の時期 ○体制の確認 ○各班員への出動要請時期 ○町への公的避難所開設の要請時期 なお、本部会議の決定事項(特に避難誘導の開始等)は、各班長は班員へ連絡する。
③避難誘導・声かけ(一部住民)	次の2点に該当する場合 ・避難準備情報発令 ・菊池川が避難判断水位に到達 なお別途、会長から指示があった場合はこの限りではない	避難誘導班 隣保班長 避難支援者	避難行動要支援者については、個別に、避難支援者とともに一般住民と連携して避難支援を行い、馬場区自治会館へ搬送または同行避難する。併せて、一般住民へ自主避難を呼び掛ける。
④馬場区自治会館の開設・受入準備等	③と同時	生活班	生活班は、馬場区自治会館を開設し、受付簿の設置等、避難者の受入準備を行う。 併せて、避難してきた避難行動要支援者の把握を行う

ポイント2

本部会議の議題を予め決めておくこと会議がスムーズに進みます。

ポイント3

避難に時間を要する避難行動要支援者については、避難準備情報の発令等のタイミングで公民館等への避難を支援することを事前に決めておきましょう。

ポイント4

大雨が深夜に予想される場合、夜間の避難は困難かつ危険です。明るいうちからの早めの避難(予防的避難)の呼びかけを心がけましょう。

風水害において、自主防災組織に最も期待される活動の一つです。行政からの避難勧告等だけでなく、身近な人から声かけすることで、住民の避難をより一層促進することができます。

ポイント5

行 動	実 施 時 期	担 当	内 容
⑤負傷者等の救護	適宜	救護衛生班	負傷者を発見した場合、状況に応じて避難所への搬送または119番通報を行い、その旨を会長へ報告する。 また、(可能であれば)親族へも併せて連絡する。
⑥避難誘導・声かけ(全住民)	・菊池川が氾濫危険 水位に到達 または ・中央公民館が開設(避難勧告が発令) された場合	避難誘導班	避難誘導班は、中央公民館の開設や避難勧告の発令を自らもしくは情報班等から入手し、住民にその情報を伝達するとともに中央公民館へ誘導する。
⑦本部機能の移転及び避難行動要支援者の移動	中央公民館の開設後	会長 副会長 情報班 救護衛生班 生活班	中央公民館が開設された場合、本部機能を中央公民館へ移転する。 併せて、避難行動要支援者の馬場区自治会館からの移動を支援する。
⑧避難状況確認	住民の避難開始後、随時	会長 生活班	生活班は、避難者の受付を行うとともに、住民の避難状況についてとりまとめ、会長へ報告する。
⑨二次災害の防止	住民の避難所受け入れ後、随時	救護衛生班 生活班	救護衛生班は二次災害の防止のため、避難者の体調確認、要望の聴取等を随時行う。
⑩炊き出し	適宜	生活班 その他班員	生活班は、住民が持ち寄った食材等により必要に応じて炊き出しを行う。
⑪役場等への情報提供	適宜	会長 副会長	会長は、安否が確認できない住民の情報など必要な情報は、適宜役場や消防団等へ情報を提供する。
※その他	-	すべて	上記に記載のない不測の事態には、その都度協議し必要な措置をとることとする。

ポイント6

一時避難所等が浸水想定区域内等の危険な場所にある場合は、公的避難所が開設され次第、本部機能ごと移動する必要があります。

ポイント7

役場への状況報告は、地域に的確な支援を行ううえで重要な情報になります。避難者数や負傷者の状況など迅速にとりまとめ、正確に報告できる体制を整備しておきましょう。

ポイント8

公的避難所では複数の地区から人が集まってくるなど、様々なストレスに晒されます。避難者の体調確認等、福祉関係者と連携して二次災害を防止することも、きめ細かな対応が可能な自主防災組織ならではの活動です。

事例3

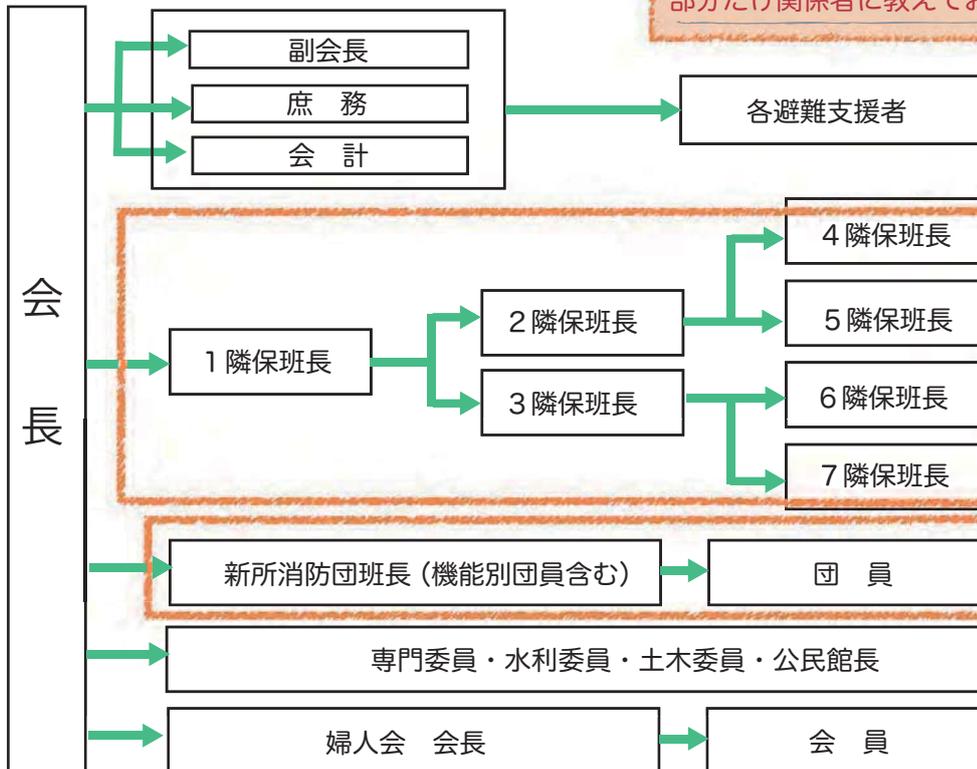
連絡網、防災資機材一覧

※新所区自主防災クラブ〈南阿蘇村〉マニュアルから抜粋

連絡網

ポイント1

連絡網は、個人情報保護のためにも、マニュアルに示すのはこの範囲までに止めておき、電話番号は必要な部分だけ関係者に教えておくのも一つの方法です。



ポイント2

会長一人が関係者全員に連絡するのではなく、急な大雨等の場合に備え、できるだけ迅速に伝達できるように仕組みにしておきましょう。

ポイント3

地元消防団とうまく連携するためにも、常に連絡を取りあえる関係を構築しておきましょう。

防災資機材一覧表

	商品名	数量
1	非常用メガホン	3
2	防雨型リール BX-301K	2
3	避難梯子 BP-8.5	1
4	発電機 EU-241	1
5	サークルライト3個セット	3
6	エンジンチェーンソー	2
7	担架2号B型	5
8	シャベル丸形	10
9	つるはし (バチツル)	1
10	大ハンマー	1
11	バラシ平バール	2
12	レスキューアックス	2
13	ブルーシート 2K×3K	5

ポイント4

防災資機材はできるだけ一箇所にまとめておき、保管場所を明確にしておきましょう。役員交代等で管理が行き届かなくなる例も多いです。

また、訓練等で実際に使ってみて、手順の確認や点検を併せて行うようにしましょう。

事例4 台風想定タイムライン

佐俣区自主防災組織タイムライン（台風想定）

時間	気象予報等	事態状況	佐俣区自主防災組織		
			会長・副会長、事務局・会計	第1～4班組長	班員
-72 h	《台風発生》 台風進路予報（随時）	勢力を強めながら北上中 勢力を維持したまま熊本へ接近中	テレビや熊本地方気象台ホームページ等		
-48 h	《台風上陸のおそれ》 波浪注意報				
-36 h	大雨洪水、雷注意報 強風注意報	次第に雨・風が強くなる	会長は役員へ避難準備情報発令（避難所開設）を連絡し、併せて第1回本部会議の開催日時を伝達する		
-24 h					
-18 h	暴風警報	さらに雨・風が強くなる	第1回本部会議		
-15 h			会長は町へ避難状況報告	避難行動要支援者への避難の呼び掛け、 【避難先】福祉保健センター	
-12 h	《台風上接近または上陸の可能性大》 大雨洪水警報		第2回本部会議		
-9 h	《県内強風域》	普通に歩くのが困難なほどの雨・風	一般住民への避難の呼び掛け、 【避難先】福祉保健センター		
-6 h			会長は町へ避難状況報告	第1～4班組長はそれぞれ所管する地域を巡回して、連絡網により各住民へ避難呼び掛け	
-3 h	《県内暴風域》 台風が町に最接近				
0 h					
+3 h					
+6 h	《県内強風域》 暴風警報解除 →強風注意法	被害状況が明るみに（倒木、瓦・看板等の飛散 他）	会長は町へ避難状況の最終報告	地域内の見回り、被害確認	
+12 h	大雨洪水警報→ 大雨洪水注意報		会長は町へ被害状況報告		
+24 h					
+48 h	《県内一過》		以降、地域内の清掃等、復旧作業		
+72 h					

ポイント1

タイムラインは、“いつ”の時点で“何を”するのかを表形式で分かりやすく示したもので、自主防災組織としてすべき行動を確認するにはとても有効な形式です。特に、災害リスクの高まりが目に見えて分かる「台風」はタイムラインで捉えやすい災害です。
佐俣区では、町が暴風域に入る時間帯から前後72時間の対応をタイムラインとして作成しました。

災 組 織		美 里 町	住 民
広報連絡班	救出・救護班		
等から台風情報の収集(以降、随時)		県庁台風説明会への出席 庁内で今後の対応検討 台風情報の収集(随時)	天気予報等で台風情報の収集、以降随時
住民への注意喚起 (台風接近、窓の飛散防止措置、植木鉢の片づけ等)	避難者の受入準備	防災行政無線で町民へ注意喚起の放送 避難準備情報発令 (限定的に避難所開設)	非常用持出品の確認、窓の飛散防止措置、植木鉢の片づけ等 避難行動要支援者の避難開始
会議開催			
呼び掛け、避難支援開始 「湯の香苑」	湯の香苑で避難者の受付	町警戒体制 避難勧告発令 消防団出勤要請	一般住民の避難開始 隣近所への声かけ
会議開催			
誘導開始 「湯の香苑」	湯の香苑で避難者の受付、 避難状況とりまとめ	町内全避難所の開設	
管の隣保班の班長をと 避難を呼び掛ける	避難者の体調確認、要望 聴き取り等(以降、随時)	町災害対策本部の設置 防災行政無線で再度、 町民へ避難の呼び掛け	親族への連絡
町全体が暴風圏域			
被害状況確認	避難者のとりまとめ	町全域の状況確認	親族への連絡
復旧活動開始	湯の香苑と連携して避難行動要支援者の帰宅を支援	町内被害状況の取りまとめ 以降、復旧活動	一部の住民の帰宅 自宅及びその周辺の清掃等、復旧活動開始 全住民の帰宅完了

ポイント2

自主防災組織に関係する行政や住民等の対応を併記しておくことで、お互いの連携強化や意識共有を図ることができます。

ポイント3

作成したタイムラインは、一時避難所(例えば公民館)等の住民の目に付きやすい場所に貼り出すなど、地域全体で共有しましょう。
自主防災活動のPRにもなります。

◆訓練の現状とその必要性

●自主防災組織の訓練の現状

防災訓練には本来、大きな目的として、消火器やAEDの使い方等の技術を身に付ける「習得」と、災害対応マニュアルで定めた内容を現場で試す「検証」の2つがあります。

しかし、県内の多くの自主防災組織が実施している防災訓練は「習得」を目的としたものが多く、組織の災害対応等を「検証」する訓練を実施している例は少ないのが現状です。

●自主防災組織を中心とした防災訓練の必要性

地域の防災力向上のためには、自主防災組織が核となり、いざという時にどう行動するのかを訓練で試し、訓練で出た課題をしっかりと把握する必要があります。併せて、その課題を地域で共有し解決していくことが防災力向上につながっていくこととなります。これは個別の地域で問題意識をもって訓練することで初めて得られる成果ではないでしょうか。



◆県内の訓練実施事例

7つのモデル地区では、災害対応実践講座をとおして作成した災害対応マニュアルをもとに自主防災組織を中心とした防災訓練を実施しました。

Case 1 【白川氾濫想定避難訓練】

熊本市向山校区

熊本市向山校区第11町内では事前に同町内にあるデイサービスセンターの協力を得て、河川氾濫を想定した訓練の中で、車椅子が必要な避難行動要支援者を避難支援する訓練を実施しました。

また、広い町内を5ブロックに分け、各ブロックにブロック長を配置する体制をとりました。



避難所の設置・運営訓練

Case 2 【土砂災害想定避難訓練】

熊本市清水校区

熊本市清水校区6町内では、土砂災害を想定し、一時避難所となる地元の保育所の協力のもと、災害対応本部の設置運営、土砂災害警戒情報発令時の住民の避難誘導、及び避難所の開設・運営の訓練を実施しました。



災害対応本部の設置・運営訓練

Case3 【台風想定避難訓練】

美里町佐俣区

美里町佐俣区では、台風想定で、公的避難所になっている福祉施設の協力のもと、避難準備情報発令時の連絡網による情報伝達及び自主防災組織役員の参集、避難所の開設・運営の訓練を実施しました。



情報伝達訓練

Case4 【菊池川氾濫想定避難訓練】

和水町馬場区

和水町馬場区では、大雨による菊池川の水位上昇を想定した災害対応本部の設置・運営や避難行動要支援者の避難支援、住民への問合せ対応、負傷者等の応急救護、水門閉鎖の訓練を実施しました。



避難行動要支援者の避難支援訓練

Case5 【土砂災害想定避難訓練】

南阿蘇村新所区

南阿蘇村新所区では、大雨による土砂災害を想定し、地元消防団の協力のもと、大雨洪水警報発表による自主防災組織役員の参集及び避難行動要支援者の避難支援、避難状況の把握と役場への状況報告の訓練を実施しました。



消防団と協力して避難支援訓練

Case6 【地震想定避難訓練】

多良木町6区

多良木町6区では地震発生直後の安否確認が困難を極めることから、事前に「無事旗」を作成し地区内の全戸に配布。地震想定の実施し、その無事旗を実際に活用した安否確認訓練が行われました。



家の扉等に無事旗をつけて避難

Case7 【津波想定避難訓練】

苓北町和田区

苓北町和田区では、地震発生による津波でんでんこ、津波警報発表・避難勧告発令による住民の避難誘導（二次避難所への移動）等の訓練を実施しました。

また、訓練の中では、土地勘のない旅行者を想定した避難誘導を実施しました。



身近な一次避難所からより安全な二次避難所へ

※これらの訓練を実施する上で必要な訓練シナリオを次ページに掲載しました。



土砂災害想定訓練シナリオ(新所区自主防災クラブ)

時刻	全体の流れ	自主防		
		会長・副会長	普及・啓発班	
9:00	事前打合わせ	[Green Bar]		
9:30	自宅待機	[Green Bar] 各自、		
10:00	<p>《訓練開始》 (大雨警報発表 非常に強い雨の予想)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会長が運営から受電 ・会長は三役に公民館参集を連絡 ・公民館の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長からの連絡を受け公民館へ参集 	[Green Bar]
10:15	<p>本部会議開催 関係者へ連絡網による行動開始の連絡</p> <p>各班等の行動開始 (避難の呼びかけ等)</p> <p>負傷者の搬送など 避難支援</p>	<p>本部会議：運営からの情報の共有、今後の対応決定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四役は関係者へ出勤を支持 	<ul style="list-style-type: none"> ・各班長及 ・情報収集・ <p>[Green Bar]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新所区公民館で待機 	
10:45	要支援者の搬送 避難状況把握	[Green Bar] 四役は公民館で待機		
11:10	<p>避難完了</p> <p>訓練振り返り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者数の報告を受け、会長は役所へ避難避難状況を報告 	[Green Bar] 新所公	
11:30	《終了》	[Green Bar] 訓練振り返り（四役、		

災 組 織		
救助・避難誘導 防災資機材整備班	生 活 班	情報収集・伝達班 (各隣保班長)
新所区公民館に集合（会長、副会長、各班長等）		
自宅に戻り訓練開始まで待機		
自 宅 待 機		
<p>び関係者は四役からの電話により行動開始を班員へ連絡 伝達班（隣保班長）は連絡を受けた後、対応を開始</p>		
・新所区内を見回り	・新所区公民館で避難者の 受入準備	<ul style="list-style-type: none"> ・各隣保班長は所管の隣保住 民へ避難の呼び掛け（隣 保を一周する） ・避難行動要支援者を発見し たら、状態を聴き取り、 適当な手段で公民館へ搬送
館へ集合、見回りの結果 長へ報告	・避難者の受け入れ（受付）	・それぞれ現場から公民館へ移 動
民 館 へ 全 員 集 合		
	・避難者数及び参集した自主防 災組織メンバーの数を集計し 会長へ報告	
関係者の方から意見・感想の発表		
解 散		

ポイント1

訓練のシナリオは、
訓練を充実させるた
めにも事前に内部で
協議し、関係者全員
で目的や流れを共有
しておきましょう。
また、検証の意味で
も災害対応マニユア
ルの内容に沿ったも
のにしましょう。

ポイント2

訓練の終わりには、
必ず振り返りを行
い、反省点や今後改
善すべき点などを皆
で共有しましょう。
そうすることで、回
を重ねる度に充実し
た訓練になっていき
ます。

県内の7地区の事例を県ホームページに掲載しています！

「自主防災活動事例集（災害時編）」を下記の URL に掲載してあります。併せて、県内7地区の自主防災組織が作成した河川氾濫や土砂災害、地震等に対する災害対応マニュアルのデータも掲載していますので、自主防災活動の参考としてお役立てください。

<http://www.pref.kumamoto.jp/>

自主防災活動事例集



熊本県防災情報メールサービス

熊本県に関する防災情報などをメールで受けることができます。最新の気象情報、避難情報等が即時に送信されますので、災害への備えとしてお役立てください。

メール配信サービスの登録・変更は、こちらに空メールを送信してください。

entry@anshin.pref.kumamoto.jp

(このメールは、本サービスの運営を委託している事業者に直接届けられます。)

《ご注意下さい》

携帯電話などで迷惑メール防止対策の設定をされている方は、登録される前に bousaimail@anshin.pref.kumamoto.jp からのメール受信が可能なように設定を行ってください。



役に立つ防災情報サイト



熊本県防災情報ホームページ

<http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/>

内閣府

<http://www.cao.go.jp/>

消防庁

<http://www.fdma.go.jp/>

気象庁

<http://www.jma.go.jp/>

国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/>

消防大学校

<http://fdmc.fdma.go.jp/>

熊本地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/kumamoto/>

お問い合わせ

熊本県知事公室危機管理防災課

TEL：096-333-2811

FAX：096-383-1503

E-Mail：kikibosai@pref.kumamoto.lg.jp